

大阪母子医療センター建替基本設計業務委託特記仕様書

第1 業務概要

1. 業務名称 大阪母子医療センター建替基本設計業務

2. 履行期間 令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

3. 計画施設概要

(1) 施設名称 大阪母子医療センター

(2) 施設場所 大阪府和泉市室堂町840番地

(3) 施設用途 病院（平成31年国土交通省告示第98号別添二第十号第2類とする。）

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地面積 約7ha

イ 地域地区 第一種中高層住居専用地域（指定容積率：200%、指定建蔽率：60%）

(2) 施設の条件

ア 延べ面積等

(ア) 病院(研究所含む) 建物延べ面積36,567㎡（上限）

(イ) その他付帯施設 エネルギー棟を見込むほか、提案による。

イ 主要構造及び階数 提案による。

ウ 耐震安全性の分類 耐震構造又は制震構造

(3) 建設の条件

ア 概算工事費 大阪母子医療センター建替基本計画（素案）に記載し、配付する。

イ 工期 令和11年度開院予定

(4) 設計と条件については、次の資料による。

ア 大阪母子医療センター建替基本計画（素案）

5. 設計の進め方

(1) 別紙1の設計理念に基づいて設計を進める。

(2) 業務に先だち、業務実施計画書（別紙2）を監督員に提出し、監督員の承認を得ること。
管理技術者等は提出した業務実施計画書に基づき業務を進める。

(3) 基本設計は、段階ごとに設計案を提出し、監督員の確認を受けてから次の段階へ進む。

(4) 設計の一部について他の専門事務所に協力を求める場合は、十分な能力を有するものを選定するとともに自らの責任において指導すること。また、第2の5に基づき協力事務所届を提出すること。

(5) 工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。

(6) 特定の新技术・新工法及び特許等に関わる導入については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員と協議の上、採用すること。

- (7) 技術情報や見積書等の収集に当たっては、特定のものに偏ることなく又、設計に利害を有するものから過度の技術サービスを受ける事なく自らの責任において収集すること。
- (8) 都市計画法第29条の開発行為の許可の対象とならないように工法等を工夫すること。
- (9) 設計が終了したときは、監督員が指定する設計図書の複製を提出して審査を受け、これに基づいて所要の訂正を行い、検査を受けた後、成果品を引渡す。
- (10) 前項のほか、監督員の指示により白焼図又は青焼図等を適宜提出する。
- (11) 概略工事工程表を作成する場合は、監督員との協議完了後設計をまとめる。
- (12) 業務を実施するにあたり、事業費については常に考慮し、監督員の指示により、4回程度（平面・立面・断面図概略時（令和5年6月）、平面・立面・断面図確定時（令和5年9月）、構造仮定断面・設備方針確定時、基本設計業務完了時を予定）、概算工事費を提示すること。図面の作成にあたり、院内の部門・各科へヒアリングを実施し、協議・調整を行うこと。
- (13) 環境調査（アスベスト調査、PCB調査、土壌汚染調査（地歴調査））及び近隣建物補償調査、既存病院の電波障害対策施設のアンテナ・構内柱の移設に関する申請資料作成支援においては、令和5年9月に対策費用を提示すること。
- (14) 物流設備・医療機器・医療情報機器等の検討事項を基本設計レベルに整合するため院内・院外関係者との各種調整及び必要に応じて部門・各科へのヒアリングを行うこと。
また、病床数検討については、センターが担う医療機能及び周辺環境の変化を踏まえた精緻な検証を発注者と協議の上実行すること。
- (15) 特記仕様書に明記されていない事項があるときは、委託者と受託者との間で協議して定める。

第2 業務仕様

1. プロポーザル方式により業務を受託した場合の業務履行

- (1) 受託者は、プロポーザルにおいて提案された履行体制により、当該業務を履行する。
- (2) 環境配慮型プロポーザル方式の適用業務として、設計成果について、総合的な環境保全性能及び生涯二酸化炭素排出量（LCCO₂）の検討を行うこと。
- (3) 技術提案で提案された内容については、費用対効果や実現可能性等について、具体的な検討結果報告を行い、監督員の承諾を得て業務を遂行すること。

2. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- ア 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- イ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ウ 電気設備基本設計に関する標準業務
- エ 機械設備基本設計に関する標準業務
- オ ガス設備基本設計に関する標準業務
- カ 昇降機設備基本設計に関する標準業務
- ※ 手術棟及び研究棟（RI棟等の除染を含む）、リニアック棟の改修部分を含む

(2) 標準外業務の内容及び範囲

- ア 関係法令に基づく各種業務及び申請手続き業務
（標識看板の作成、設置報告書の作成、日影図の作成及び和泉市役所との協議、開発許可要否判定等）
- イ マスタースケジュールの作成
（基本設計段階、実施設計段階、工事発注段階、施工段階）
- ウ 概略工事工程表の作成
- エ 透視図作成（外観及び内観、各2枚程度、A2判、額あり）
- オ イメージ動画作成
- カ 地質調査
ボーリング調査、標準貫入試験、土質試験
- キ 環境調査
アスベスト調査、PCB調査、土壌汚染調査（地歴調査）
- ク 敷地測量調査（建築・設備設計に必要な現況測量を行う。）
 - ・平面測量（周辺道路を含め、埋設管等各調査を含む。）
 - ・水準調査（設計に必要な計画地周辺道路高さ等を把握する。）
※建築工事において利用可能な位置に仮ベンチマークを複数設置のこと。
 - ・植栽調査（建設予定地の伐採量を把握する。）
- ケ 近隣建物補償調査
- コ 既存病院の電波障害対策施設のアンテナ・構内柱の移設に関する申請資料作成支援
- サ 運営計画、動線計画、医療機器整備計画、医療情報システム整備計画等の策定等支援
 - ・運営計画（整備後病床数、人員、収支、業務委託、計画案作成）
 - ・動線計画（ヒアリング及び設計への反映、計画案作成）

- ・医療機器整備計画（ヒアリング及び設計への反映、予算資料作成支援、計画案作成）
- ・医療情報システム整備計画（ヒアリング及び設計への反映、ネットワーク検討、予算資料作成支援、計画案作成）
- ・その他各種方針の検討（セキュリティ、感染対策、災害対策、ネットワーク・ICT）
- ・院内会議への参画

3. 業務の実施

(1) 一般事項

基本設計業務は、提示する設計と条件及び適用基準に基づき行うこと。

(2) 適用基準等

以下に掲げる技術基準等を適用する。なお、適用するのは各基準の最新版とすること。

ア 共通

- (ア) 官庁施設の基本的性能基準
- (イ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (ロ) 官庁施設の環境保全性基準
- (ハ) 官庁施設のユニバーサルデザイン、バリアフリーに関する基準
- (ニ) 官庁施設の防犯に関する基準
- (ホ) 公共建築工事積算基準
- (ヘ) 公共建築工事共通費積算基準
- (ヘ) 公共建築工事標準単価積算基準
- (ケ) 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- (コ) X線診療室の防護工事 標準化マニュアル

イ 建築

- (ア) 建築工事設計図書作成基準
- (イ) 敷地調査共通仕様書
- (ロ) 公共建築工事標準仕様書
- (ハ) 建築設計基準
- (ニ) 建築構造設計基準
- (ホ) 建築構造設計基準の資料
- (ヘ) 建築工事標準詳細図
- (ケ) 構内舗装・排水設計基準及び同解説

ウ 建築積算

- (ア) 公共建築数量積算基準
- (イ) 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- (ロ) 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

エ 設備

- (ア) 建築設備計画基準
- (イ) 建築設備設計基準
- (ロ) 建築設備工事設計図書作成基準
- (ハ) 公共建築工事標準仕様書

- (f) 公共建築設備工事標準図
- (g) 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- (h) 建築設備耐震設計・施工指針
- (i) 建築設備設計計算書作成の手引
- (k) 病院設備設計ガイドライン（電気設備編）
- (l) 病院設備設計ガイドライン（空調設備編）
- (m) 病院設備設計ガイドライン（衛生設備編）
- (n) 病院設備設計ガイドライン（BCP編）
- (o) 病院設備設計ガイドライン（コージェネレーション編）
- (p) 病院関係者のための電気設備・情報通信設備・医療ガス設備ガイドブック

オ 設備積算

- (ア) 公共建築設備数量積算基準
- (イ) 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- (ウ) 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、設計に係る打合せ事項及び決定事項（関係官庁、関係機関協議等を含む）については、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

ア 業務着手時

イ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

4. 成果品

(1) 成果物、提出部数等

成果品	提出部数・仕様	摘要
(1) 建築（総合）		
建築（総合）基本設計図書	A 1 原図 1 部	
計画説明書	A 1 製本 5 部	
仕様概要書	A 3 縮小原図 1 部	
仕上概要表	A 3 縮小製本 5 部	
面積表及び求積図		
敷地案内図		
配置図		
平面図（各階）		
断面図		
立面図（各面）		
主要部詳細図		
建具概要表		
工事費概算書	正 1 部副 3 部ファイル綴じ	
仮設計画概要書	A 1 原図 1 部、A 1 複写 3 部	
概略工事工程表	A 1 原図 1 部、A 1 複写 3 部	

(2) 建築 (構造)		
建築 (構造) 基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 工事費概算書	A 1 原図 1 部、A 3 縮小原図 1 部 A 1 製本 5 部 A 3 縮小製本 5 部 正 1 部副 3 部ファイル綴じ	
(3) 電気設備		
電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 工事費概算書	A 1 原図 1 部、A 3 縮小原図 1 部 A 1 製本 5 部 A 3 縮小製本 5 部 正 1 部副 3 部ファイル綴じ	
(4) 機械設備		
機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 工事費概算書	A 1 原図 1 部、A 3 縮小原図 1 部 A 1 製本 5 部 A 3 縮小製本 5 部 正 1 部副 3 部ファイル綴じ	
(5) ガス設備		
ガス設備基本設計図書 ガス設備計画説明書 ガス設備設計概要書 工事費概算書	A 1 原図 1 部、A 3 縮小原図 1 部 A 1 製本 5 部 A 3 縮小製本 5 部 正 1 部副 3 部ファイル綴じ	
(6) 昇降機設備		
昇降機設備基本設計図書 昇降機設備計画説明書 昇降機設備設計概要書 工事費概算書	A 1 原図 1 部、A 3 縮小原図 1 部 A 1 製本 5 部 A 3 縮小製本 5 部 正 1 部副 3 部ファイル綴じ	
(7) その他		
透視図 イメージ動画 地質調査報告書 アスベスト調査報告書 PCB 調査報告書 土壌汚染調査報告書 測量調査報告書 近隣建物補償調査報告書 運営計画報告書 動線計画報告書 医療機器整備計画報告書	外観・内観各 2 枚 A 2 データ 1 式 正 1 部副 1 部ファイル綴じ 正 1 部副 1 部ファイル綴じ 正 1 部副 1 部ファイル綴じ 正 1 部副 1 部ファイル綴じ 正 1 部副 2 部製本 原図 1 部、複写 3 部 正 1 部副 1 部ファイル綴じ 正 1 部副 1 部ファイル綴じ 正 1 部副 1 部ファイル綴じ 正 1 部副 1 部ファイル綴じ	額あり 土質標本 1 式含む 現況写真 1 式含む 機器リスト含む

医療情報システム整備計画報告書	正 1 部副 1 部ファイル綴じ	
(8)資料		
各種技術資料	正 1 部副 1 部ファイル綴じ	
各記録書	正 1 部副 1 部ファイル綴じ	
各種調査報告書	正 1 部副 1 部ファイル綴じ	

※1 建築（構造）の成果品は、建築（総合）基本設計の成果品の中に含めることができる。
 ※2 電気設備及び機械設備の成果品は、建築（総合）基本設計の成果品の中に含めることができる。

※3 建築（総合）設計図は、適宜、追加してもよい。

※4 成果品は、上記部数のほか、電子データ1式を納品すること。

なお、電子データは、製本版と同じ体裁で作成したPDF版とともに、以下の形式により作成すること。マイクロソフトのアプリケーションについては、Microsoft Office 2019を標準とする。

- ① 文書：Microsoft Word形式
- ② 表・グラフ：Microsoft Excel 形式又はMicrosoft PowerPoint形式
- ③ 写真：Jpeg形式
- ④ 図面等：Auto-CAD 及びDXF

※5 電子データは、CD-R等に件名を表示し、作成したデータのほか、設計図書の体裁をPDF形式に整理・変換したものを格納すること。データの形式については、監督員と協議すること。

※6 成果品の仕様等、詳細については、監督員と十分に協議すること。

※7 CADデータの保存形式及びレイヤー構成等については、監督員と十分に協議すること。

※8 各工事区分については、監督員と協議のうえ、遺漏なきよう十分に注意すること。

(2) 留意事項

ア 設計図書には、特定の製品名又は製造所名等を記載してはならない。

ただし、これにより難しい場合はあらかじめ監督員の承諾を受けるものとする。

イ 特殊基礎他、特殊な工法・構造を採用する場合は、工期及び経済比較等を検討した選定理由書を作成し、提出すること。

ウ その他、関係法令による各種許可書及び届出書、関係機関等との打合せ記録等を必要に応じて提出する。

エ イメージ動画を、病院関係者及び来訪者への説明用に、病院内のデジタルサイネージ等で建替プロジェクトのコンセプト、進捗、ウォークスルー等を公開する目的で作成する。作成時期は監督員の指示により、設計の進捗に合わせて1回程度とする。

オ 研究所内には、研究室(4部門分)、動物飼育室、動物実験室、共同分析室等を整備する。

5. 協力事務所届等の提出

(1) 協力事務所への再委託

業務の一部について他の協力事務所に再委託しようとする場合には、速やかに協力事務所届を提出すること。また、協力事務所との契約書の写しを当該業務着手前に提出すること。

(2) 協力事務所の選定

協力事務所の選定にあたっては、それぞれ次の要件を満たすものであること。

ア 建築事務所

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所登録を受けていること。

(イ) 配置する担当者は、建築士法上、当該対象物件に適応できるものであること。

イ 構造事務所

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士が1名以上所属していること。

(イ) 令和4年度の大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の認定を受け、「建築設計・監理」に登録されていること。または、同等規模以上の実績を有することが確認できること。

ウ 設備事務所

次のいずれかの事務所であること。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士または建築設備士が1名以上所属していること。

(イ) 令和4年度の大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の認定を受け、「設備設計・監理」に登録されていること。または、同等規模以上の実績を有することが確認できること。

6. 建設副産物対策

受託者は、設計にあたって建設副産物対策（発生の抑制、再利用の推進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させるものとする。

7. その他特記事項

受託者は、成果品又は成果品を利用して完成した建築物の内容を公表する場合には、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

1. 総則

- (1) ローコストで高品質の病院建設を目指す。
- (2) 限られた予算の制約の中で病院スタッフと設計者が建設的な議論を交わし、機能的な病院建設を目指す。
- (3) (1)と(2)を両立させることが重要である。

2. 敷地

施設の敷地は、当該施設の用途に応じて、以下の事項を総合的に勘案して設計する。

- (1) 地形、地質、気象等の自然的条件による災害の防止を図り、かつ、環境の保全に配慮する。
- (2) 都市計画その他法律に基づく土地利用に関する計画との整合性を図り、良好な市街地環境等の形成に配慮する。
- (3) 施設の将来需要、敷地の有効利用、周辺環境への影響に配慮し、建築物・駐車場・緑地等の施設を適切に配置する。
- (4) 計画に当たっては、地盤の条件、土地利用計画、施工条件、環境条件等を踏まえて、当該施設・隣接地についての問題点を総合的に検討し、その対策に配慮する。
- (5) 既存の病院運営を継続しつつ、建替えローリング計画や法面工事等の難易度の高い工事への対応を行う。

3. 施設

施設は、当該施設の用途に応じて、地域性、機能性及び経済性等の各観点から以下の事項を総合的に勘案して設計する。（詳細は基本計画を参照すること。）

- (1) 地域性
地域の歴史、文化及び風土に配慮し、周辺の自然環境及び都市環境と調和したものとする。
- (2) 防災機能の確保
地震等の災害時に求められる機能に応じて、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保したものとする。
- (3) 高齢者、身体障害者等への対応
高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮したものとする。
- (4) 環境保全への配慮
材料、機器等及び工法は、環境の保全に配慮したものとする。
- (5) エネルギーの効率的利用
エネルギーの効率的利用及び熱の損失の防止を考慮したものとする。
- (6) 資源の有効活用
材料及び機器等は、資源のリサイクル等有効利用を考慮したものとする。
- (7) 快適性、利便性の確保
快適な室内環境及び外部環境が得られ、使いやすいものとする。

(8) 高度情報化への対応

設置目的に応じて高度情報化に対応できるものとし、かつ、安全性、信頼性を確保したものとす。

(9) メンテナビリティ及びフレキシビリティの確保

維持・管理（特に上下水配管等）が容易に行うことができ、かつ、医療制度や医療技術の変化に柔軟に対応できるよう配慮したものとす。また、長期的に見た場合、建物の一部を他の施設に変換することが可能なように、廊下幅やエレベーターの配置などに配慮したものとす。

(10) 良好な品質の確保

材料及び機器等を信頼性のあるものとするとともに、安全性、経済性等を考慮して、良好な品質を確保したものとす。

(11) 長期的経済性（コスト縮減）への対応

材料及び機器等は、品質、性能、耐久性等を総合的に勘案し、ライフサイクルを通じて全体の費用の軽減が図られるよう努めること。

(12) 工事期間中の病院運営への対応

工事期間中は、日常の診療にできるだけ支障が生じないようにし、敷地内の救急車両やサービス車両、一般車両、歩行者の動線を適切に確保すること。

業務実施計画書作成要領

1. 業務実施計画

業務実施計画は契約図書の確認及び現地調査に基づき、履行期間内に契約図書に定められた業務を適正に実施する方法等を業務に先だち具体的に決めることであり、業務実施の基本となるものである。

また、立地条件、用途、構造、規模等の設計と条件がそれぞれ異なるので、計画にあたってはそれらの条件を十分に把握するとともに多角的に調査したうえで作成し、監督員に報告すること。

(1) 業務実施工程表

原則、業務実施工程表（参考様式1）を作成する。

(2) 業務管理体制系統図

契約図書に定められた管理技術者、主任担当技術者等の責任者を定めた業務管理体制系統図（参考様式2）を作成する。

(3) 総合業務実施計画書

業務の実施に先だち、業務の全般的な進め方や業務の実施方法、品質確保と管理方針等の大要を定めた、総合的な実施計画書を作成する。

2. 業務実施計画書の内容

建築設計業務実施計画書の記載事項は概ね次のとおりである。

(1) 準拠する基準等

(2) 業務実施工程表

(3) 受注者管理体制系統図

(4) 総合業務実施計画書（業務の全般的な進め方、業務実施方法、業務管理方針等）

(5) 使用する構造計算プログラム

(6) 建築士事務所登録の状況（建築士事務所登録通知書の写しを添付する。）

(7) 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士による法適合確認が必要な設計については、その氏名及び所属する建築士事務所名（資格証及び建築士事務所登録通知書の写しを添付する。）

協力事務所届出書

- 1 委託業務の名称
 2 施行箇所
 3 履行期間 着手 令和 年 月 日 ・ 完成 令和 年 月 日
 4 協力事務所名

種別	住 所	商号又は名称	氏 名	契約金額

※ 種別には、意匠、構造、設備（電気・機械設備）等の種別を記入すること。

※ 協力事務所との契約書（写）を業務着手前に提出すること。

5 協力事務所の資格等

(1)建築事務所

建築士事務所登録の番号	() 建築士事務所 () 知事登録 () 第 号
-------------	-----------------------------

※ 建築士事務所登録通知書の写しを添付すること。

(2)構造、設備事務所（該当する種別及び区分の番号に○印をつけること。）

種 別	区 分
構造	①構造設計一級建築士が所属する事務所
	②大阪府の「建築設計・監理」入札参加資格を有する事務所
設備 (電気・機械設備)	①設備設計一級建築士又は建築設備士が所属する事務所
	②大阪府の「設備設計・監理」入札参加資格を有する事務所
設備 (電気・機械設備)	①設備設計一級建築士又は建築設備士が所属する事務所
	②大阪府の「設備設計・監理」入札参加資格を有する事務所

※ 該当する区分により、資格者証（写）又は入札参加資格の結果通知書（写）を添付すること。

※ 区分の①に該当する場合は、資格者が当該事務所に所属することを証明する書類を添付すること。

種 別	主任担当者職	主任担当者氏名	経験年数	資格等

※ 各主任担当者の経歴書及び資格者証（写）を添付すること。

上記のとおり協力事務所を決定しましたので届出ます。

令和 年 月 日

大阪母子医療センター総長 倉智 博久様 住所

受注者（商号又は名称）

氏名